

大阪労働局発表
令和8年1月30日

【照会先】
大阪労働局 労働基準部 健康課
(電話) 06(6949)6500

「化学物質管理強調月間」

スローガン
～慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方～

化学物質による労働災害発生状況は、休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、有機溶剤などの特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

このような背景を踏まえ、大阪労働局（局長 高橋 秀誠）では「化学物質管理強調月間」（期間：令和8年2月1日～令和8年2月28日）を上記スローガンの下で展開することとし、化学物質管理の取扱いに関する「危険性」及び「ばく露防止対策」の意識の高揚を図るとともに、その定着を図ることとしています。

各事業場において、「化学物質管理強調月間」中に取り組んでいただきたい事項は、下記(1)のとおりです。

また、大阪労働局では、下記(2)のセミナーを開催することとしていますので、ぜひご参加ください。

記

(1) 化学物質強調月間実施事項

リーフレット「第2回 化学物質管理強調月間を実施します」



(2) セミナーの開催

① 「化学物質管理セミナー」

日 時：令和8年2月5日（木）、17日（火）

14:00～16:00（両日とも内容は共通）

会 場：大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか

5日（本館5階 視聴覚室）、17日（南館7階 734）

共 催：大阪産業保健総合支援センター

※ 詳しくは大阪産業保健総合支援センターホームページを参照ください。



② 「化学物質対策セミナー」

日 時：令和8年2月10日（火）14：00～16：00
会 場：大阪府咲洲庁舎 23階中会議室（オンライン配信あり）
　　　　大阪市住之江区南港北1-14-16
共 催：大阪府、大阪市、堺市（協力）府内事務移譲市町村
※ 詳しくは右の専用ホームページを参照ください。



(3) 化学物質に係る改正労働安全衛生法のリーフレット等

- ① 新たな化学物質規制
(大阪局版)



- ② 飲食店を経営する皆様へ
洗浄剤や消毒剤で災害が
多発しています！ (大阪局版)



- ③ 建設業における新たな化学物質管理とは
(大阪局版)



(4) 化学物質対策に係る取組み促進のための動画資料 (YouTube)

リスクアセスメント導入促進のための動画資料
(クリエイトシンプル)



(5) ホームページ内の関係資料

大阪労働局 (新たな化学物質規制)



中央労働災害防止協会
(化学物質管理強調月間)

